

京都市消防局訓令乙第4号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防団員服制規程の一部を次のように改正する。

平成29年11月6日

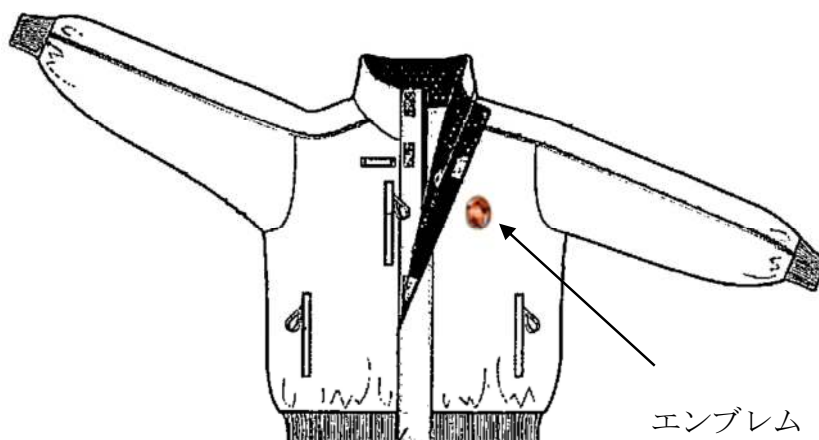
京都市消防局長 荒木俊晴

別表第1 防寒衣の項を次のように改める。

防 寒 衣	地 質	紺色の帯電防止加工を施した布地
	制 式	立ち襟とし、掛け合わせに黒色のファスナーを付け、前合わせは4点をマジックテープで留める。 胸部の右に、1個のふた及びファスナー付きポケットを付ける。 前面の下部の左右に、各1個のふた及びファスナー付きポケットを付ける。 胸部の右のポケットの上部に、マイク用ループを付ける。 後面の上部に「VOLUNTEER FIRE CORPS」及び「KYOTO」の文字を銀色の反射材で入れる。 袖から背部にかけて、銀色の反射パイピングを入れる。 胸部の左に、エンブレムを付ける。 形状は第8図のとおりとする。

別表第1 第8図を次のように改める。

前面



後面



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部消防団課)